

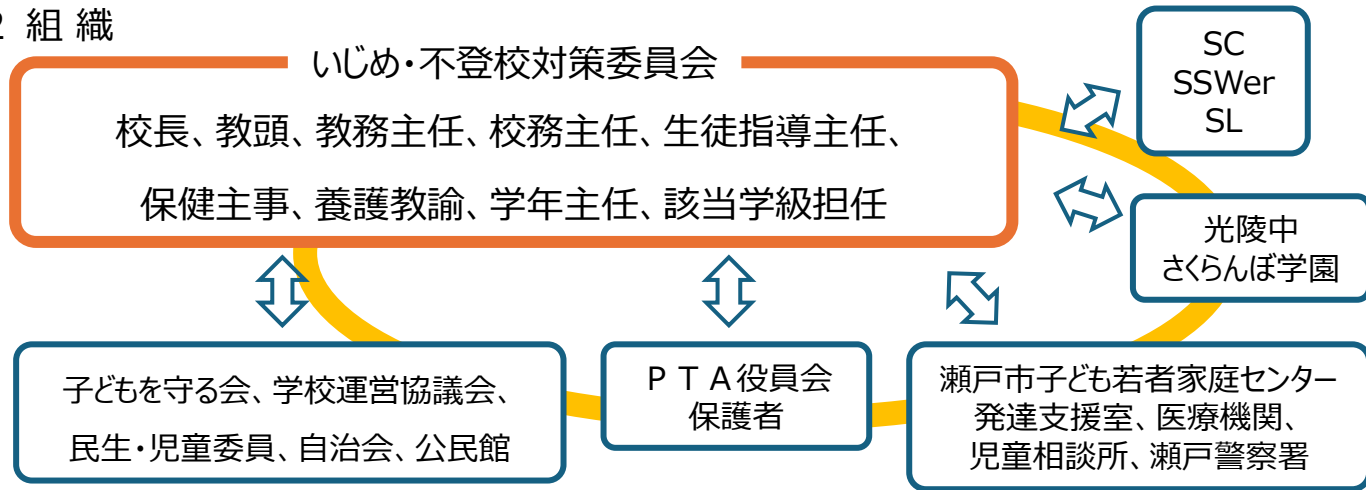
令和8年度 八幡小学校 いじめ防止基本方針

いじめ不登校対策委員会

1 目的

- すべての児童がいじめの不安や苦痛にさいなまれることなく、平穩に安心して学校生活を営むことができるよう、いじめの防止及び解消について組織的に取り組む。

2 組織



SC：スクールカウンセラー SSWer：スクールソーシャルワーカー SL：スクールロイヤー

3 いじめの防止のための手立て

○ 自己肯定感 (self-esteem：セルフ・エスティーム) を高める指導

- ・ みつば小学校らしい「児童主体の行事」「縦割り活動」を継承していくことで、「達成感」を経験させるとともに、リーダーシップを育て、児童のよさを評価する場面を増やす。
- ・ 学級内で個々に役割を持たせ、集団への所属感を感じさせる。ほめる指導を基本にし、叱った場合は必ずその児童のその後の変容を見届け、よい変容を評価する。

○ 児童理解と観察

- ・ 朝の会などで、いつもと様子が違ったりふさぎ込んでいたりしている児童がいないかを気をつけ、必要であれば、話を聞く。
- ・ 放課に1人でいたり、グループでの活動を嫌がったりする児童がいないかなど、孤立しがちな児童をよく観察する。
- ・ 『スクールライフノート』の『心の天気』を活用し、必要があれば話を聞く。

○ いじめアンケートと教育相談

- ・ 「からだと心のアンケート」を教育相談前に実施し、児童の実態の把握に努め、全員の教育相談を行う。必要によって「いじめアンケート」を行い、実態把握をし、対策を考える。

○ 全職員での情報交換の会

- ・ 毎月、生指導報告会を行い、生徒指導に関することについて全職員での情報交換を行う。

○ 人権教育

- ・ いじめを生まない学級づくりをテーマに学級会を開き、児童の意識を高める。
- ・ 12月の全国人権週間には児童集会や出前授業などの啓発活動を行い、全校児童に人権について考える場を設ける。

○ 地域・家庭との連携

- ・ 幼(保)小・小中間の連絡を密にし、児童の健全な成長を図る。
- ・ 学校サポーター・ボランティア・見守りの方からの情報に耳を傾け、児童の地域での様子の把握に努める。

- ・ 学校運営協議会や自治会、PTAなどと連携し、健全な児童の育成に努める。
- ・ 光陵ブロックの学校におけるいじめ防止の活動について、各校の情報を交換して連携を密にし、地域一体となったいじめ防止を目指す。
- ・ 学校内で解決できない事柄については、瀬戸市教育委員会に設置された第三者委員会に支援を依頼する。

○ 道徳教育の充実

- ・ 道徳科を中心に学校教育活動の全てにおいて「思いやりの気持ち」を育てる指導に努める。
- ・ 「いじめを許さない、見逃さない感性」が育つよう努める。

○ 「ネットいじめ」の場合

- ・ 教員の見聞を広める。【変化の激しいネットいじめに対応するため、生徒指導主任を中核とした、情報収集（対応・予防・削除の仕方等）及び研修に努める。】
- ・ 児童、保護者を対象とした講演会を開く。
- ・ いじめアンケート、教育相談などにより、児童の被害実態の把握に努める。
- ・ 保護者との協力体制を強化する。

4 いじめが発見された場合の対応

○ 初動の対応

- ・ いじめの訴えを受けた、またはいじめを発見した職員
 - ① 訴えた児童の安全を確保し、しっかり話を聞く。
 - ② 生徒指導報告会等で全職員に伝え、その場でいじめの認否を行う。
 - ③ 校長から今後の対応についての指示を受ける。

○ いじめ・不登校対策委員会の協議

- ・ いじめ・不登校対策委員会を開き、いじめの訴えや発見の内容を把握するとともに、今後の組織的な対応についての具体的な手立てや役割分担を協議・決定する。

○ 実態把握・解消に向けての対応

- ・ いじめ・不登校対策委員会の協議の結果を受けて、校長、教頭、いじめ・不登校対策委員を中心に実態把握し、解消に向けて組織的に対応する。

○ 事後の支援

- ・ 被害児童及び加害児童について、指導以後の様子を継続観察したり面談面談したりして、いじめが解消しているか継続的に確認していく。
- ・ SC（スクールカウンセラー）などを活用し、心のケアに万全を尽くす。

◎ 「ネットいじめ」の場合の対応

- ・ 掲示板やチェーンメールなどで被害にあった時の対処（削除の仕方など）をする。
- ・ 学校で対応できない場合、市教委の助言を受け、場合によっては警察との連携を図る。

5 いじめ重大事態への対処について

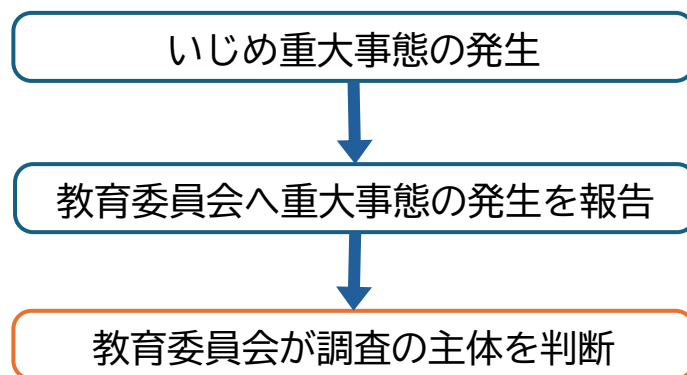
○ 瀬戸市教育委員会への報告

- ・ 学校はいじめ重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告する。
- ・ 瀬戸市いじめ防止基本方針に従って、教育委員会の指示を受けて対応する。

6 その他

- 毎月の月初めに前月のいじめに関する報告書を市教育委員会に提出する。
- アンケートや学校評価等を通して、PDCAサイクルによる検証に努める。

【重大事態の対応フロー図】



学校が調査の主体の場合

学校に重大事態の調査組織を設置

- ・ 「いじめ不登校対策委員会」が調査組織の母体となる。

事実関係を明確にするための調査を実施

- ・ 因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ・ 事実としっかり向き合う姿勢を大切にする。

いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ適切な情報提供

- ・ 関係者の個人情報に十分配慮しつつ、情報を適切に提供する。
- ・ 調査に当たって実施するアンケートは、調査に先立ちその旨を調査対象の在校生や保護者に説明をする。

調査結果を教育委員会に報告

- ・ 希望があれば、いじめを受けた児童生徒または保護者の所見をまとめた文書も調査結果に添付する

調査結果を踏まえた必要な措置

- ・ 調査結果を踏まえ、再発防止に向けた取組を検討し、実施する。
- ・ 再発防止に向けた取組の検証を行う。